

取調べの全過程の可視化を求める会長声明

わが国の取調べは、弁護人の立会いを排し、捜査官と被疑者のみが密室内にいる状態で、捜査官が国家権力を背景に被疑者を糾問する方法によりなされている。また、現在の裁判所における刑事裁判の審理も、そのような密室での取調べにおける被疑者の供述調書に大きく依存している状況にある。そのことは裁判員裁判が施行されて4年が経過した現在においても大きな変化はない。そのため、捜査官による威圧や利益誘導などの違法・不当な取調べを誘発しやすく、その結果、虚偽自白が誘発され、多くのえん罪が生み出されてきたことは歴史の示すところであり、現在も根本的な変化はない。当県においても、いわゆる布川事件をはじめとして虚偽自白を原因とするえん罪が発生してきたこともあり、他の都道府県と変わるところはない。

そのような中、平成25年5月29日付報道において、佐賀地方検察庁所属の検事が、本年2月19日、わいせつ略取等の被疑事実で取調べを受けていた被疑者に対して刃先が露出したカッターナイフを突き出す動作をした事実が明らかとなった。それに対し、佐賀地方検察庁はおおむね事実関係を認め、福岡高等検察庁による調査がされていると伝えられている。一連の報道が真実であったならば重大な事態である。また、報道によれば、同件は、弁護人が公判前整理手続において証拠開示を受けた取調べ状況の録画記録により明らかとなったものであり、録画・録音を許さないもとの取調べでは真相が明らかにならなかったおそれが多分にあった。

このような捜査機関による違法・不当な取調べを防止し、えん罪を防ぐには、取調べの全過程を録画・録音することにより、事後的に弁護人・裁判所が検証することができるようにすることが必要不可欠であり、速やかに実施されなければならない。

この点、法制審議会の新時代の刑事司法特別部会において、取調べの可視化について議論されているところではある。しかし、平成25年6月14日に公表された資料「作業分科会における検討(1)」によれば、取調べに取調べの録画・録音をすることにつき一定の裁量を認める案や、原則として取調べの全過程につき録画・録音を義務付けながら、捜査に著しい支障が生じるおそれがあるときには録画・録音をしないことができるとする案が示されている。仮にこれらの案が法律として施行された場合には、捜査機関の恣意により取調べの録画・録音を実施しないことが可能となり、取調べの録画・録音制度の目的を骨抜きにされるおそれは大きい。

当会は、これまでも取調べの可視化を求めてきたが、その必要性が強く求められる現在、改めて、すべての事件を対象とし、捜査機関の恣意を排除した、取調べの全過程の可視化を強く求めるものである。

2013年(平成25年)7月24日

茨城県弁護士会

会長 佐谷道浩